

2021年9月13日

保護者各位

認定こども園
千里山グレース幼稚園

感染が確認された場合の対応ガイドライン

今回文科省より、新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが示されましたので、今後は当園もそれに基づいて対応していきます。保護者の皆様もよくお読みいただき、感染防止対応についてご理解ご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

1. 園内で感染者が確認された場合

園内で園児や教職員の感染が確認された場合は、感染した園児について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、出勤させないようにします。また、濃厚接触者と判定された場合にも同様の措置をとります。

2. 濃厚接触者等の特定について

園児や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言地域における学校園は、保健所が示す一定の基準に基づいて、濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力する場合があります。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

園内の濃厚接触者の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院または療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち該当感染者が入院、宿泊療養または自宅療養を開始するまでの期間において以下の①または②のいずれかに該当する園児及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）または長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1m以内の距離でお互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態であったかを確認する。

※着用しているマスクが不織布マスク以外の場合は、マスクの着用が不適切な状態であると判断されることがあります。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者から物理的な距離が近い、または物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一のクラスの園児等）
- ・大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にした者等
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属するクラス等の全ての者を検査対象の候補とすることがある。

3. 出席停止の措置及び臨時休園の判断について

幼稚園では家庭内感染ではない感染者が発生した時など、園内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、該当感染者等を出席停止とするとともに、園医と相談し、以下の通り臨時休園を検討します。まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び園内の清掃消毒作業等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休園を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発生まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休園を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性もあります。その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、学級あるいは学年・園閉鎖を検討いたします。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、園内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の園児等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、園長が必要と判断した場合

※ただし、2週間以上登園していない者の発症は除く

学級閉鎖の期間としては、5日～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、園児等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【臨時休園】

複数の学年を閉鎖するなど、園内で感染が広がっている可能性が高い場合、園全体の臨時休園を実施する。

4. 園への連絡と提出書類について

新型コロナ等、予防すべき感染症にかかった場合には、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止扱いとなります。感染の恐れがなくなり登園できるようになりましたら、登園届または医師の登園に関する意見書、保健所の就業制限解除通知書のいずれかを園に提出する必要がありますので、必ずご用意ください。園における蔓延防止対策でありますのでご理解ください。

<パターン>

<結果>

<提出が必要な書面>

①本人・同居家族が自ら PCR 検査を受ける場合

・検査の結果が出るまで登園自粛

→ ・陰性であれば
→ ・家族が陽性④へ
→ ・本人が陽性⑤へ

→ ・提出書面なし

②同居家族の所属先で陽性者が判明した場合

・同居家族が濃厚接触者でないことが判明または、PCR 検査対象外であることが判明するまで登園自粛

→ ・濃厚接触者または PCR 検査対象者でない
→ ・濃厚接触者または PCR 検査対象者であった③へ

→ ・園に連絡のうえ登園可
→ ・提出書類なし

③同居家族が濃厚接触者に特定された場合及び濃厚接触者周辺の PCR 検査対象者と特定された場合

・家族の PCR 検査の結果が出るまで登園自粛

→ ・家族が陰性
→ ・家族が陽性④へ

→ ・園に連絡のうえ登園可
→ ・提出書類なし

④同居家族が陽性と判断され園児が濃厚接触者に特定された場合及び濃厚接触者周辺の PCR 検査対象者と特定された場合

・園児の PCR 検査の結果が出るまで出席停止

→ ・園児が陰性
→ ・園児が陽性⑤へ

→ ・園に結果を連絡の上、保健所が指示する健康観察期間終了後登園可
→ ・登園届

⑤園児が陽性と判断された場合

→ ・園児が陽性

→ ・園に結果を連絡の上、保健所が指示する療養期間終了後登園可
→ ・就業制限解除通知書

※濃厚接触者に特定され PCR 検査が陰性の場合、保健所の指示のもと約 2 週間の健康観察が必要です。

※PCR 検査の結果が陽性の場合、保健所の指示のもと約 10 日間の療養となります。

※就業制限解除通知は保健所に依頼が必要です。手元に来るまで時間がかかりますので、依頼済みなら登園可能です。